

工事契約書・注文書

様

作成日 年 月 日

工事内容	工事名	_____		
	工事場所	_____		
	工期	自 _____年 _____月 _____日		
		至 _____年 _____月 _____日		
	見積有効期限	_____年 _____月 _____日まで		

金額	小計	円	御支払条件	契約時	%
	消費税	円		着手時	%
	合計	円		中間時	%
				完了時	%

注文者	郵便番号	_____年 _____月 _____日
	住所	_____
	氏名	_____ (印)
	T E L	_____
	Tカード番号	_____
	Email	_____
	個人情報の取り扱いに関して同意する	(印)

※ご契約に際しての注意点及びお願い事項

- ①お見積りに無い工事は別途といたします。
- ②工事期間中にて当社作業員がトイレ・水道を利用する場合があります。
- ③工事期間中の電気・水道料金は注文主様のご負担とさせていただきます。
- ④工事着手前にて、工事内容に『騒音』等の発生する工事がある場合、近隣住宅及び住民の皆様当社スタッフにて挨拶をさせていただいております。その場合、注文者様のお名前等を公表する場合があります。
- ⑤分譲マンションの専有部分のリフォーム工事にて、管理組合等の手続上、工事期間が延長される場合があります。その場合は速やかに当社スタッフより注文者様へご報告させていただきます。
- ⑥工事の進行中に工事着手時には見えない工事部分にて工事方法の変更、商品の変更及び新規工事をご提案させていただく場合があります。その場合、当社スタッフより注文者様へご報告、ご相談させていただきます。
- ⑦工事代金のお支払いは当社指定口座にお振り込みをお願いしております。その場合振り込み控えが領収書の代わりとなります。領収書の必要な注文者様はお申し出ください。以上、予めご了承ください。

請負者	株式会社	グリーンホーム
	代表取締役	吉田 竜太郎
	<input checked="" type="checkbox"/> 本店	千葉県柏市中央1-8-5 担当
	電話	04-7168-6161
<input type="checkbox"/> 柏オフィス	千葉県柏市若葉町3-28-102 担当	
	電話	04-7192-8692

請負契約約款

(総則)

第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

2 この契約書および、添付のお見積書、明細書等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払いを完了する。
(打ち合わせ通りの工事が困難な場合)

第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせ通りの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
(完了確認・代金支払い)

第3条 工事を終了したときは、注文者と請負者は原則、両者立会いのもと、契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。
(第三者への損害および第三者との紛議)

第4条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。
(不可抗力による損害)

第5条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工所用機器について損害が生じたときは、請負者は、事前発生後すみやかにその状況を注文者に通知する。

2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。
(工事の変更、一時中止、工期の変更)

第6条 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。

2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。

3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。
(紛争の解決)

第7条 この契約について紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。
(補足)

第8条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。
(その他特約事項)

※特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分にお読みください。

(注)「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合: 訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)でクーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

- ア)お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅での申し込みまたはご契約を行った場合等
イ)壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)又は、3,000円未満の現金取引

②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

- ①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
- ②契約の解除があった場合に、すでに商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。
- ③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
- ④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- ⑤すでに役務が提供されたときにおいても、請負者はお客様(注文者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。